

弁護士法人
畑中鐵丸法律事務所
 〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-8-1
 丸の内トラスタワーN館18階
 TEL 03-3217-1031(代表) FAX 03-3217-1032
 http://www.tetsumaru.com



Tetsumaru Hatanaka Firm
 LEGAL PROFESSIONAL CORPORATION
 MARUNOUCHI TRUST TOWER NORTH 13F
 1-8-1, MARUNOUCHI, CHIYODA-KU
 TOKYO, 100-0005 JAPAN
 PHONE +81-3-3217-1031 FACSIMILE +81-3-3217-1032
 http://www.tetsumaru.com

ファクシミリ送信書

送信先 東京高等裁判所第20民事部 御中 03-3592-0979
 控訴人ら訴訟代理人 弁護士 柳原敏夫 先生 03-6268-5881

送付枚数	4 枚 (本紙含む)	日付	平成22年9月13日
発信元	◆ 弁護士 畑 中 鐵 丸 ◆ 弁護士 大 塚 陽 介 ◆ 弁護士 伊 藤 敏 洋	◆ 弁護士 山 岸 純 ◆ 弁護士 辻 崇 成	
件名	係属部 東京高等裁判所第20民事部		
	事件番号 平成21年(ホ)第5763号		
	事件名 選伝子細換え程の作付け禁止等・選伝子細換えイネ野外実験栽培受止め等請求控訴事件		
	控訴人: 山田穂ほか12名	被控訴人: (独) 農薬・食品産業技術総合研究機構	
	次回期日 平成22年 9月13日		

下記書類を送付いたしますので、係属部及び当事務所へ受領書をお送りください(民訴規則第83条2項)。

記

1. 被控訴人準備書面(5) 1通

以上

※期日にクリーンコピーを持参致します。

受領書

東京高等裁判所第20民事部 御中 (FAX 03-3592-0979)
 被控訴人訴訟代理人 弁護士 畑中鐵丸 殿 (FAX 03-3217-1032)
 先生

上記書類を本日受領致しましたので、ご報告致します。

平成22年9月13日

控訴人ら 訴訟代理人 弁護士 柳原敏夫



平成21年(ネ)第5763号

遺伝子組換え稲の作付け禁止等請求控訴事件

控訴人 山田稔 外12名

被控訴人 独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構

被控訴人準備書面(5)

(控訴人準備書面(8)に対する反論)

平成22年9月13日

東京高等裁判所第20民事部 御中

被控訴人訴訟代理人弁護士 畑 中 鐵



同 弁護士 山 岸



同 弁護士 大 塚 陽



同 弁護士 辻 豪



被控訴人訴訟復代理人弁護士 伊 藤 敬



1 「四度目の請求の趣旨の変更」について

- (1) 今般、控訴人らは、控訴人ら準備書面(8)にて、「四度目の請求の趣旨の変更」を試みる。しかしながら、被控訴人が、被控訴人準備書面(3)4頁以下において詳述したとおり、今般の「四度目の請求の趣旨の変更」も含めこれまでの請求の趣旨の変更は、いずれも「訴えの変更」の要件を欠き、且つ、時機に後れた攻撃防御方法の提出にほかならず、不適法却下は免れ得ない。
- (2) さらに言うなれば、「高田圃場を、火炎滅菌、感熱滅菌(160℃で4時間、または180℃で2時間)、加圧蒸気滅菌(121℃で20分)せよ」旨、求める今般の「四度目の請求の趣旨の変更」も、控訴人ら準備書面(8)16頁以下において詳述したとおり、およそ実現可能性を欠くものであり、この点からしても、今般の「四度目の請求の趣旨の変更」は許容され得ない。
- (3) なお、万が一、当該「四度目の請求の趣旨の変更」が許容されるとしても、本件訴訟では「本件栽培実験において、ディフェンシン耐性菌出現の危険性があるか(ディフェンシンがGMイネの体外に漏出しているか)(原判決7頁)」に関する議論が、既に原審主導の下、約2年3カ月の期間を経て結論を見出すに至った「平成20年11月17日付鑑定嘱託回答」によって、「GMイネから、常時大量にカラシナ・ディフェンシンは漏出しない」として終結したこと明らかとなったことから明らかなおり、もはや控訴人ら主張は理由を欠き、控訴棄却判決は免れ得ない。

2 証人尋問は不要であること

- (1) 平成22年8月27日付「控訴人提出にかかる「7月30日付証拠申出書」に対する意見書」にて既述したとおり、控訴人ら申し出にかかる証人は、既に、厳格且つ適正な手続を踏まえて顕出された本件鑑定結果に再び異議を呈し、終結した議論の蒸し返しを図るべく、本来、忌避事由に該当する者を、

「証人」の名の下に科学的「意見」を伺う点、法規上、「禁止される尋問」を求める点などにおいて目的及び手続選択方法が不適法であり、却下を免れない。

- (2)なお、今般、控訴人らは、川田氏に対し「なぜ、承認申請書に耐性菌を記載しなかったのか」を尋問する必要がある、などと主張するが、そもそも、原告が指摘する「承認申請書」は、あくまで被控訴人名義の文書であって、川田氏個人の主観的意思が直接に反映されたものではない以上、同人に尋問を行う必要性を欠くし、もとより「意見の陳述を求める質問」であることからもおおよそ認められない（民事訴訟規則第115条2項5号）。

以上